

令和5年度 第1回広島県障害者施策推進協議会議事録

- 1 日 時 令和5年7月24日（月） 13:30～15:00
- 2 場 所 WEB会議及び県庁北館2階 第2会議室
- 3 出席委員 井上委員、上木委員、岡本委員、加藤委員、金子委員、河中委員、川本委員、清水委員、関川委員、添田委員、西村委員、橋本委員、平石委員、吉岡委員、北原委員
- 4 議 題 第5次広島県障害者プラン骨子案について
- 5 報告事項 (1) 広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画の統合に係る協議会の整理について
(2) 広島県医療的ケア児支援センターの運営開始に向けた進捗状況について
- 6 担当部署 広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ
TEL (082) 513-3161（ダイヤルイン）

7 会議の内容

議題の「第5次広島県障害者プラン骨子案について」、報告事項の「(1) 広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画の統合に係る協議会の整理について」及び「(2) 広島県医療的ケア児支援センターの運営開始に向けた進捗状況について」の内容を資料により事務局から説明。

【議題：第5次広島県障害者プラン骨子案について】

(委員)

個別の教育支援計画作成率について、98.4%から100%とかなり良い数字となっているが、この数字は特別支援学校のための数字か。

(事務局)

その他の小中高の特別支援学級や高等学校に通っている生徒も含んでいる。

(委員)

特別支援学級も入っているとのことで、教育支援計画の作成が進んだことを嬉しく思っている。

この計画を利用して、同じ学年や学校で共通理解を持ち、適切な指導や支援につなげていただきたい。

苦しんでいる子どもについては、ケース会議を開き、必要に応じて基幹相談などの福祉サービスや民生委員等とつないでいただきたい。

続いて、地域生活支援拠点等の設置状況について、23市町中18市町となっており、全市町の整備に向けて引き続き支援を行う必要があると記載されているが、この支援の内容について、具体的な案があれば、お伺いしたい。

(事務局)

地域生活支援拠点については、県のアドバイザーを活用して、市町へアドバイスをするというような働きかけを行っている。今回、障害者総合支援法が改正され、令和6年4月から全市町において、地域生活支援拠点の設置が努力義務になるため、県としても必要な支援をしていきたいと考えている。

(委員)

情報保障の強化という項目を見ると、現在、成果目標が広島県聴覚障害者センターの利用者数ということで、聴覚障害者のみの指標となっている。ICTが活用できるのは、手をつなぐ育成会では、一部の方だけとなっているため、知的や発達障害者向けにも考えていただきたい。

例を挙げると、今回、県のプランも概要版を作成してくださっていて、ルビを振るだけではなくて、内容について、とてもわかりやすく書いていただいている。例えば、各市町の福祉計画などにもこういう概要版ができているのかどうか確認し、できていないようであれば、課題として進捗目標を設定していただけるとありがたい。

(事務局)

情報保障の強化については、アクセシビリティの推進ということで、聴覚障害者のみではなく、他の障害者も考慮した内容等を検討させていただく。

(委員)

雇用就労の促進について、就労系障害福祉サービス事業所と雇用企業の連携強化が必要であり、障害者就業・生活支援センターの役割がより一層重要となるという記載があるが、例えば、学校時代から繋がることで、就職後もスムーズに繋がることのできることで、その連携もできれば良いと考える。

今回、障害者職業センターの方もいらっしゃって、就業に係る相談支援や障害者の困りごと等、色々お伺いしていると思うので、そのあたりの意見を取り入れるためにも、まずは、自立支援協議会の委員として障害者就業・生活支援センターの方にも委員になっていただきたい。

(事務局)

自立支援協議会については、私どもの方も市町の自立支援協議会の強化と、市町の意見をしっかり県の方で吸い上げる仕組みというのが必要だと考えているため、障害者就業・生活支援センターの参加も含めて検討させていただく。

(委員)

地域生活支援拠点の整備については、アドバイザーが入って進んだことや課題が見えてこないの、そのあたりを具体的に計画にも記載していただくとありがたい。

例えば、小さな市町では地域資源等が少ないから進まないといったことがあるので、そういうときに、地域と地域を繋ぐのが県の役割となる。

地域生活支援拠点についても、自立支援協議会で当事者団体に入ってもらって、一緒に地域資源を有効活用するにはどうしたらいいか話し合えたら良いと考えている。

(委員)

ヘルプマークについて、パラリンピックの啓発のために始められたものであるが、とても良い取組であると思っているため、今後もこの取組を継続するのをお伺いしたい。

併せて、このヘルプマークのポスターの配付先についてお伺いしたい。

また、配付先について、医療機関に貼ってあるのを見たが、例えば、市町の商工会経由でポスターを配付する等すれば、普及啓発が進むと考えているが、いかがか。

(事務局)

ヘルプマークについては、東京都において、2011年に採択、2012年に作成され、現在は、全国の自治体で採用されているところである。東京オリンピックの話があったが、この折には、外国人観光客にもよりわかりやすい案内用図記号ということで、JISの案内用図記号にヘルプマークも追加されたという経緯があった。

広島県では、2017年から希望される県民の方への配布を開始し、現在も、県や市町の窓口などにおいて、無償で配布しており、昨年度末時点では、約3万枚配布している。

周知の方法については、これまでも県や市町といった公共施設等のみに限定せず、ヘルプマーク所持者への配慮の提供機会が求められるバスや電車、アストラムラインといった、いわゆる公共交通機関にもポスターやステッカーの掲示をご協力いただいている。

また、民間企業に対しても、広島県が実施している、あいサポート運動に企業団体として取り組む「あいサポート企業・団体」というものがあり、こちらにも、登録時はもとより、連絡する機会を捉え、随時広報依頼等を行っており、民間企業と協働した普及啓発にも取り組んでいる。

今後も県民に広く認知していただけるように普及啓発方法について検討を行っていく。

(委員)

ICTの利用について、広島情報シンフォニーによる支援をどのように充実・強化されていこうと考えているか教えていただきたい。

(事務局)

広島情報シンフォニーの件については、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、ICTの活用等、こちらに委託している事業の内容が今後、非常に重要になると考えている。現在、事業の内容が見えにくいという面があるため、先日、現地に伺って、協議を行った。

広島情報シンフォニーも色々と良い取組を実施しており、例えば、視覚障害の方について、情報の交流ができるように電話で音声言語化する等の仕組みがある。そういったものが広く活用されておらず、広島情報シンフォニーの枠組みの中だけで行っているものがあるので、関係団体と協議しながら、必要な情報をお互いに共有して、必要な施策を打っていくという仕組みが必要だと考えている。

(委員)

基本理念の「障害の有無にかかわらず」という謳い文句があるので、障害を持っていらっしゃる方の制限をなくすためにも、意思疎通の部分も充実していただきたい。

併せて、コミュニケーション条例の手話言語条例についても、関係団体との意見交換等、県の検討の状況がどのようになっているのか、教えていただきたい。

(事務局)

意思疎通支援の部分についても、しっかり進めなければならないと考えている。

ただし、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法については、理念の記載はあるものの、具体的な施策は見えないものとなっているため、どのように進めるかについては、国の予算の動向等も踏まえ、検討させていただく。

手話言語条例については、毎年、ろうあ連盟の方とも協議等をさせていただいており、今年も8月に協議を行うため、そういった場を活用して、検討していく。

(委員)

この障害者プランの一番基本の部分になると思うが、障害への理解促進ということで、「障害のある人が困っている時に手助けをしたことがある人の割合」が現時点では67%である一方で、令和5年度の目標が達成見込みとなっている。達成見込みとした具体的な根拠を聞きたいということと、具体的にどのような手助けを行っているか把握していれば、教えていただきたい。

先ほど、ヘルプマークの話があったが、例えば、ヘルプマークを見て手助けをしたということであれば、ヘルプマークの有効性や活用性というものが理解促進の取組の上でも必要になると思うので、そうした具体的な例を教えていただきたい。

また、若い世代の方が平均よりも低いという報告があった。

あいサポート事業等で、企業や全地域全体にはそういう理解促進が進み、評価されているのだと思うが、例えば、広島市では、社協の事業で「優しさ発見プログラム」というのがあって、福祉の時間総合の時間で、車椅子の体験や、当事者の方のお話を聞きながら、障害への理解を促進するというものが進められている。

実は私もその協力者として、いくつかの小・中学校に車椅子体験や障害の理解促進のために、話をしに行っており、非常に良い取り組みだと思っている。こうした好事例を他市町にもお伝えしながら、特に若い世代の平均を上げる手だてとして取り入れてはどうか。

(事務局)

「障害のある人が困っている時に手助けをしたことがある人の割合」の67%については、県の独自調査の結果である。こちらが達成見込となっている理由については、まず、内閣府においても、同じ指標に係る調査を行っており、全国数値というものがある。こちらが最新値で61.8%となっており、この数値と比較しても広島は手助けをしたことがあると答えた人の割合が高いということが一つある。

また、広島県ではご存じのとおり、あいサポート運動等に取り組んでいる。

これは全国のすべての自治体に取り組んでいるものではなく、広島県ほか、限られた自治体で取り組んでいるものである。こうした、県民に対して直接障害のある方に対する正しい対応の方法、正しい知識を普及する機会があるということが、達成見込としているもう一つの理由である。

実際に困っている人に対する具体的な手助けの内容や例については、そこまでの深掘りができてない。

御意見をいただいたとおり、県以外の良い取組も参考にしながら、あいサポート運動を発展させていきたい。

(委員)

雇用と就労の促進の部分で、障害者就業・生活支援センターからの就職について、これも達成が厳しいと

いうことになっているが、当事者の方の情報収集や就労に関して、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携については、すでに一生懸命取り組んでいらっしゃると思われる。

障害者就業・生活支援センターが機能していないということだけではなく、理由や根拠みたいなものがあれば教えていただきたい。現行の課題でも、役割が一層重要というように書かれており、現在も重要だと考えられている中で、数値が上がっていないのであれば、ただ頑張れば数値が上がることではないと思うので、根拠を具体的に示しながら、数値目標が上がるような手だてができると思い。

また、雇用の部分については、法定雇用率が上がっていくということで、雇用ビジネスについて、新聞に取り上げられたり、厚生労働省でも検討されたりしているが、県としては、どのように考えていくのかお伺いしたい。

(事務局)

障害者就業・生活支援センターについては県内に8ヶ所設置させていただいている。

機能できていない理由・根拠について、登録されている方が高齢化しているという点や比較的困難な事例を抱えている障害者就業・生活支援センターもあるという点で就労の件数に結びついていないという実態があると考え。

ただし、当センターに登録されている方はあくまで、ごく一部の方ということで、法定雇用率というのは当センターだけに限らず、ハローワークに就職のあっせんをされた方全体が含まれている。

障害者就業・生活支援センターについては、色々な事例を抱えながら、相談支援に携わっていただいているので、一律に当センターのみで雇用率が低いと捉えるのではなく、障害者雇用全体で考えていければ良いと考えている。

(事務局)

雇用ビジネスについては、今年の4月以来、厚生労働省の方で実態把握を進めているところである。

先月行われた障害者雇用分科会の資料によると、障害者雇用ビジネス実施事業者やその利用企業の実態把握を行い、明らかに法令に反する事例は確認されていないが、障害者雇用促進法の趣旨に照らして、疑義が残る事例があった一方で、能力開発、好転に繋がる事例も見られたということである。

厚生労働省は、こうした事例を踏まえ、障害者が活躍できる職場環境や適正な雇用環境の整備を障害者雇用事業主が行うことが望ましいという内容で取組のポイントをまとめて公表している。

これについては、企業自体がこうした環境を整備し、啓発していくことに重きを置いていくということが明確にされたものだと思っている。

県としても、企業自体が障害者雇用に適した環境を整備できるよう、雇用についての啓発やノウハウの普及を促進する方向で事業を進めようと考えている。

(委員)

地域生活の支援体制構築ということで、地域生活支援拠点の果たす役割が今後、ますます問われると考えている。

私どもの法人でも、この地域生活支援拠点を受託させていただいているが、本当に一生懸命担当コーディネーターが動いている。当初、広島市は50件を目標にということであったため、現在43件のケースを抱えており、24時間、山があつたら対応しているという中で、コーディネーター1人だけでは、なかなか追いついていない現状がある。

それぞれ各市町で地域生活支援拠点の取り組み方が違うと思うが、本当に地域生活支援拠点を進めていくということであれば、現在実施している中で、課題をしっかりと把握し、進めていくということが必要となるので、何か具体的に把握されていることがあれば良いと思った。

(事務局)

地域生活支援拠点等の整備については、現状課題等をしっかりと把握した上で、県としても対応していきたいと考えている。

(委員)

災害や新興感染症への懸念というところで、介護保険関係は引き続き検査等がされているが、障害者関係は、市町によって違うのか、以前のような対応もなくなり、検査が継続されていないとお伺いしているので、継続していく取組等があれば教えていただきたい。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症対策については、所管が新型コロナウイルス感染症対策担当になるが、検査体制については引き続き行うことになっていると思われる。

かかり増し経費の部分については、障害者支援課の方でも補正予算を確保して対応できるようにしている。

(委員)

配慮者に対応した暮らしづくりに関連して、3点ほどお尋ねしたい。

まず、モデル事業の実績について教えていただきたい。

2点目は、モデル事業はいつまで実施されるのか、3点目は、このモデル事業終了時点において、個別支援計画は、すべての市町で100%策定されているものであるのか、お伺いしたい。

(事務局)

個別避難計画に関するご質問だと認識して回答する。

ご存知のとおり、個別避難計画については、近年の大規模災害などにより、障害者や高齢者も含めて、多くの命が失われたことを契機に、災害対策基本法が令和3年に改正され、策定することとなったものである。

個別避難計画については市町が努力義務として作成することとなっており、モデル事業として、市町の計画作成に対するバックアップの支援を県が行っているところである。

まず、モデル事業については、令和3年度には3市町、令和4年度には4市町において実施されている。

今年度においても、当事業は継続しているが、現時点では希望する市町をとりまとめる段階で、まだ実施市町が確定していない状況である。

2点目の質問について、モデル事業に係る期間設定は行っていない。

ただし、国庫補助金を活用している事業であり、いつまで継続するか不透明であるため、県の支援を希望する市町については、事業が予算化されている今年度内にも、積極的に事業活用をしていただくなど、モデル事業の実施を検討していただくようお願いをしているところである。

最後の質問については、まず、このモデル事業の活用というのはあくまで任意であるため、全市町においてモデル事業の実施が行われるかどうかはわからない点がある。

また、モデル事業の終了と市町における個別避難計画の作成状況については、直接関連するものではない。県においては、このモデル事業以外にも、様々な市町支援の取組みを行っているので、引き続き、市町の個別支援計画の策定が100%に近づくようにバックアップの支援を行っていく。

(委員)

個別支援計画については、本人の同意が得られない等の理由により進まないというところがあり、例えば、民生委員等の人と繋がれていないというところが非常に問題だと思っている。

また、子供たちの障害への理解促進という点について、私も知的・発達障害のことを理解していただく場に登録し、学校にも行かせていただいている。たった45分だが、真剣に聞いていただき、障害者について、私たちと同じ苦手なこと・得意なこともある人だと学んでいただいているので、学校に行き行って普及啓発を行うことは素晴らしいことだと思う。

【報告事項：(2) 医療的ケア児支援センターの運営開始に向けた進捗状況について】

(委員)

医療的当事者や家族からの期待も大きいと感じている。各市町の窓口等との情報共有をしっかりといただき、スムーズに進むようお願いしたい。

8 会議の資料名一覧 (配付資料)

次第

委員名簿

配席図

【資料1 - 1】 第5次広島県障害者プラン骨子案について

【資料1 - 2】 第5次広島県障害者プラン骨子案について (概要版)

【資料2】 広島県障害者プラン及び広島県障害 (児) 福祉計画の統合に係る協議会の整理について

【資料3 - 1】 広島県医療的ケア児支援センターの運営開始に向けた進捗状況について

【資料3 - 2】 医療的ケア児及びその家族の支援体制 (イメージ図) 目指すべき姿

【資料3 - 3】 (参考資料_資料提供) 医療的ケア児支援センターの運営開始について